答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、令和3年7月14日付けで行った保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

収入充当額の算出について、その内訳の具体的な提示がありません。私は事業利益16,049円で提出しているので、現在役所に支払い過ぎている状態です。なぜ収入充当額がこれほど高額になるのか納得がいきません。正当な処理および収入充当額の算出を求めます。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規 定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和4年5月6日	諮問
令和4年7月8日	審議(第68回第4部会)
令和4年8月24日	審議(第69回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る 資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持の ために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準(昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 生活扶助

法11条1項は、保護の種類として、同項1号に「生活扶助」 を挙げており、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持す ることのできない者に対して行われるとし、その範囲の事項を 「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」及び「移送」と定める。

(3) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(5) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・2は、収入の認定は月額によることとしている。

イ 農業以外の事業(自営)収入

次官通知第8・3・(1)・ウ・(ア)は、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとし、同・(4)は、その収入を得るための必要経費として、同・(4)に定める基礎控除と、店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下 「局長通知」という。)第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当 該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第8・3・(4)・ 別表「基礎控除額表」(以下「基礎控除額表」という。)の収 入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは基礎控除の 収入金額別区分は、農業以外の事業収入については、事業必要 経費を控除した後の収入額によることとしている。

そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)第8・4・(1)によれば、基礎控除は、勤労に伴って増加する生活需要を補填することにより労働力の再生産を図るとともに勤労意欲の助長を図ろうとするものとされている。

さらに、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8・問2によれば、125cc以下のオートバイ等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされている。

(6) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件処分について

(1) 令和3年7月14日に本件処分を行うに当たり、処分庁は、本件申告において請求人から申告のあった必要経費について、別紙のとおり、それぞれの要否を判断しているため、以下検討する。

ア 燃料費 (別紙・No. 1 から 3 まで) について

125 c c 以下のオートバイ等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされていると

ころ(1・(5)・イ)、本件挙証資料からは、請求人が令和3年6月7日、8日の両日程において本件事業を行ったことが認められ、当該両日程において請求人が、給油をしていることが認められる。

したがって、本件申告で申告のあったガソリンについては、いずれも請求人が本件事業を行った日に費消したガソリンを補給した際に生じたガソリン代であると解されるから、当該費用は本件事業のための利用に伴う燃料費として必要最小限度の額といえ、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

イ 交際費 (別紙・No.4及び5) について

保護は保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ(1・(1))、通常の生活に伴う飲食は生活扶助で賄うべきであると解されるところ(1・(2))、請求人が、本件事業に係る情報交換のために飲食店を利用したのだとしても、飲食店において情報交換を行わなければならない必然性はなく、飲食店で費消した飲食代についてまで、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

ウ 消耗品費(別紙・No.6から8まで)について

スマホ修理代(別紙・No. 6)について、本件挙証資料によれば、業務中の事故でスマホ損壊の修理費用とされ、明細は「androidディスプレイ」とされていることから、携帯電話の液晶画面を交換するために要した費用であると解されるが、本件事業を行うに当たり、当該修理を行うことが必要であったことを認めるに足りる資料はない。また、コインケース代及びプリント代(別紙・No. 7及び8)のいずれについても本件事業を行うために必要であったことを認めるに足りる資料はない。

また、仮にこれらの修理や購入及び印刷が本件事業を行うために必要であったとしても、専ら本件事業に用いられるものとは認められず、これらの費用は勤労に伴って増加する生活需要であると解されるから、勤労に伴う必要経費として基礎控除によって賄うべき(1・(5)・イ)であって、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

以上のことから、本件処分を行うに当たり、処分庁が行った必要経費の判断はいずれも妥当なものであると認められる。

(2) 本件処分における保護費の算定について処分庁は、令和3年7月7日に請求人から本件申告があったことから、同月14日、令和3年6月1日を変更年月日として、請求人の同月分の事業収入36,526円から必要経費として認めた2,013円を控除した34,513円を基にして基礎控除額表に定める基礎控除額16,800円を控除した17,713円を、請求人の同月分の収入として認定し、基準生活費76,420円から、この収入認定額17,713円を収入充当額として控除した58,707円に住宅扶助費53,700円を加算した112,407円に同月分の保護費を変更していることが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることからすれば(1・(1))、本件処分は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、収入充当額が高額で納得がいかず、正当な収入充当額の算出を求めると主張し、本件処分の違法、不当を主張している。

しかし、処分庁の本件処分における必要経費の認否の判断は、い

ずれも妥当なものであって、本件処分に違法又は不当があったとは認められないことは上記 2・(1)のとおりであって、当該判断を基に算定された収入充当額及び令和 3 年 6 月分の保護費の算定に違算があったとは認められないことは同 2・(2)のとおりである。

したがって、請求人の主張については理由がないから、これをもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名) 松井多美雄、大橋真由美、山田攝子

別紙 (略)